

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 9 日

保険薬局 各位

公益社団法人 石川県薬剤師会
開局部会長 乙 田 雅 章

令和 5 年度薬局機能情報提供制度の定期報告について

平素より、本会会務に格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、薬局開設者は毎年、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告（定期報告）することとされておりますが、本年度の定期報告より、医療機関等情報支援システム（G-M I S）を用いてインターネットからの報告になります。

石川県薬剤師会ホームページの[薬局機能情報提供制度の定期報告](#)のバナーから石川県薬事衛生課のホームページに移動し、G-M I Sサイトにアクセスしてご報告をお願いします。

G-M I Sサイトにログインするには、施設ごとにアカウントが必要です。G-M I Sアカウントや報告期日等は下記のとおりとなりますので、ご確認のうえ期限内に報告を完了してください。また、やむを得ず書面での報告を希望する場合は石川県薬事衛生課（TEL：076-225-1442）まで相談してください。

記

1. 報告期日

前年 12 月 31 日現在の状況を令和 6 年 3 月 15 日（金）までに報告を完了すること。

2. 報告方法

原則として、医療機関等情報支援システム（G-M I S）を用いてインターネットにより報告すること。また G-M I S のサイトには、石川県薬事衛生課ホームページからアクセスが可能であること。やむを得ず書面での報告を希望する場合は、石川県薬事衛生課（TEL：076-225-1442）まで相談のこと。

3. G-M I S アカウント

G-M I S サイトへのログインには、施設ごとにアカウントが必要のため、G-M I S アカウントをお持ちでない施設については、石川県薬事衛生課ホームページから新規ユーザー登録申請を行い、アカウント（ログイン I D）を取得のこと※。なおログイン I D を失念した場合は、薬事衛生課まで問い合わせること。

※令和 5 年 4 月時点において、既存の石川県薬局機能情報提供システムに登録されていた施設には、令和 5 年 5 月に新規ユーザー登録申請のご案内を石川県薬事衛生課から送付しています。